

一九九七年五月に旧版を出版して以来、一五年に及ぶ歳月が流れた。その間、憲法をめぐる諸情況は、ますます複雑化してきている。しかし、戦後日本は、安保体制の枠内とは言え、平和憲法を護持してきた。安保体制は、国際社会、なかでもアジアに不安をもたらす要素を内包してはいたが、この平和憲法によつて日本は、戦後、六十数年間に、他国に対して、決して戦争行為を行わない国家という信頼を獲得した。このことを、私たちは誇りとすべきである。戦争放棄を規定した憲法九条こそ、非戦・平和の日本を象徴するものである。

昨年三月の東日本大震災に際して、世界各国の政府や人々から、日本が多大の支援や激励を受けたことは、記憶に新しい。このように多大の支援や激励を日本が受けることができた理由は、戦後日本が各国に對して対外援助や災害救援を行つてきたことにあることはもちろんあるが、その最も大きな理由は、戦後日本が、平和憲法を護持して世界各国の信頼を得てきたことにある、と言つても過言ではない。昨年五月三日、憲法記念日に合わせて朝日新聞が実施した全国世論調査（電話）においても憲法九条改正反対が五九パーセントにも達している（二〇一一年五月三日『朝日新聞』、資料[100]—1）。改憲の潮流の中で、私たちは、「この事実を重く受け止めなければならない。

このような共通認識のもとに、本書（新版）においては、旧版のはしがきで述べた本旨は維持しつつも、基調を國際化時代の日本に置き、新たに編著者として国際人権問題を専攻される研究者、谷口真由美さんに加わっていただきたい。

また本書、第一部第二章「大日本帝国憲法」の成立と運用に収録した、告文と憲法発布勅語（資料[13]）の読み方は、関西大学名誉教授奥村郁三氏からご教示をいただいた。心から深謝の意を表したい。

私たちは、本書のより良い充実のために今後も努力を続けていきたいと願つてゐる。本書に対する忌憚のないご意見を賜れば幸いである。今回の編集作業を行うに際しても法律文化社の田靡純子社長、野田三三納子さんに編集会議など、万般のお世話をお願ひし、ご足労をおかけした。両氏に対し、深甚の謝意を表したい。

二〇一二年四月一日